

神奈川県高校生等奨学給付金（私立高等学校等）支給要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、高等学校等に在学する高校生等の保護者等が負担する授業料以外の教育に必要な経費に対し、奨学のための給付金を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 高等学校等

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）のうち、私立の高等学校等

(2) 高校生等

ア 法第3条に規定する高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者（特別支援学校の高等部の支給を受ける資格を有する者を除く。）

イ 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）に規定する事業で知事が補助対象と認める者

ウ 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されていない者

(3) 保護者等

法第3条第2項第3号及び同法施行令第1条第1項に規定する保護者等

（支給を受けることができる世帯の資格）

第3条 高校生等奨学給付金（以下「奨学給付金」という。）の支給を受けることができる世帯は、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 神奈川県内に保護者等が住所を有する世帯

(2) 7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯（以下「生活保護受給世帯」という。）又は保護者等全員の道府県民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による都民税を含む。以下同じ。）所得割及び市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）所得割が非課税である世帯（以下「非課税世帯」という。）

(3) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した高校生等がいる世帯

(4) 7月1日現在、高等学校等に高校生等が在籍している世帯

ただし、7月以降に入学することが定められている高等学校等の入学者は、当該入学時期の状況により判断する。また、7月1日現在、休学している高校生等は、当該年度の11月30日までに復学している場合に限り支給するものとする。

(奨学給付金の支給)

第4条 知事は、毎年度、予算の範囲内において、前条に該当する世帯の保護者等に対して、次に掲げる授業料以外の教育に必要な経費に充てることを条件に、奨学給付金を支給する。

教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費、修学旅行費等

(奨学給付金の額)

第5条 奨学給付金の額は、次の各号の区分に応じた額とする。

(1) 生活保護受給世帯に扶養されている高校生等

私立の高等学校等に通う高校生等 1人当たり年額 52,600円

(2) 非課税世帯に扶養されている高校生等（前号の場合を除く。）

ア 私立の通信制以外の高等学校等に通う高校生等 1人当たり年額 89,000円

イ 私立の通信制の高等学校等に通う高校生等 1人当たり年額 38,100円

ウ 2人目以降の私立の通信制以外の高等学校等に通う高校生等

1人当たり年額 138,000円

エ 当該世帯に扶養されている高校生等以外に、7月1日現在、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の私立の通信制以外の高等学校等に通う高校生等 1人当たり年額 138,000円

2 前項第2号の規定にかかわらず、通信制の高等学校等に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等については全て1人当たり年額38,100円を支給し、通信制以外の高等学校等に通う高校生等については全て1人当たり年額138,000円を支給する。

(支給の回数)

第6条 支給の回数は、一人の高校生等につき年1回、通算3回（ただし、定時制・通信制の高等学校等に通う高校生等は4回）を上限とする。ただし、第2条第2号イに該当する場合は、この回数に加えて最大で2回まで支給することができるものとする。

(奨学給付金の申請)

第7条 奨学給付金の支給を受けようとする世帯の保護者等は、高校生等奨学給付金受

## 【届出\_根拠規範】 14\_神奈川県\_1\_3

給申請書（第1号様式）に、次の書類を添付して、原則として高等学校等の長を経由して知事に提出するものとする。

### (1) 生活保護受給世帯

- ア 生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（第2号様式）又は生業扶助の措置状況がわかる証明書
- イ 奨学給付金の支給にあたり振込先として指定する金融機関口座が確認できる書類

### (2) 非課税世帯

- ア 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がわかる書類
- イ 7月1日現在、高校生等が生活保護受給世帯に属さないことを確認できる書類
- ウ 7月1日現在、高校生等以外に、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、その扶養状況がわかる書類
- エ 奨学給付金の支給にあたり振込先として指定する金融機関口座が確認できる書類

### (高等学校等の長の確認)

第8条 保護者等が行う前条第1項の申請には、7月1日現在在学した高等学校等に納付する授業料以外の納付金等（以下「納付金等」という。）に未済がないことについて、7月1日現在在学した高等学校等の長の確認を要するものとする。

### (委任状)

第9条 前条において、納付金等に未済があるときは、保護者等は、奨学給付金を当該未済に充てることについて、高等学校等の長に委任するものとする。

2 前項に規定する委任をする場合にあっては、保護者等は、奨学給付金を高等学校等の長に支払うことについて、知事に委任するものとする。

### (支給の認定)

第10条 知事は、第7条の申請を受理したときは、その内容を審査し、支給の認定又は不認定の決定をするものとする。

2 知事は、支給の認定を決定したときは、高校生等奨学給付金支給決定通知書（第3号様式）を、支給の不認定の決定をしたときは、高校生等奨学給付金不支給決定通知書（第4号様式）を、保護者等に通知するものとする。

### (支給の方法)

第11条 知事は、前条第1項の規定により支給の認定を決定した保護者等に対して奨学給付金を支給するものとする。ただし、納付金等に未済があり、第9条に規定する委任があったときは、未済の額を上限として、奨学給付金を高等学校等の長に支

【届出\_根拠規範】 14\_神奈川県\_1\_3

給するものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、奨学給付金の支給に関し必要な事項は、高等学校等就学支援金の取扱いに準じて行うものとする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。